

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日であるときは、その翌日)

告 示

鳥取県告示第三百九十八号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
 - 土地改良区の役員就任（農村整備課）
 - 土地改良区の役員退任（〃）
 - 土地改良事業計画の変更の認可（三件）（〃）
 - 土地改良事業の工事完了（〃）
 - 保安林の指定の解除（造林課）
 - 保安林の指定の解除予定（三件）（〃）
 - 県道の区域の変更（道路課）
 - 県道の使用の開始（〃）
 - 都市公園の区域の変更（都市計画課）
 - 都市計画の変更に係る図書の縦覧（〃）
 - 開発行為に関する工事の完了（二件）（〃）
 - 都市計画事業の事業計画の変更の認可（二件）（〃）
 - 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇ 公 告 理容師試験等の実施（衛生課）

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された発行所名
		題 号	類		
3298	雑誌その他の刊行物	あなたと絶頂 おこがれマイ・ラブ	KC-1C	KC-1C	アリス出版
3299	〃	THE ERA ジュース	LJ-1J	LJ-1J	アリス出版
3300	〃	股ぐら泣き 制服の処女	KC-1D	KC-1D	アリス出版
3301	〃	強制肉體り 冬の帰り道	KB-1F	KB-1F	Do 企画
3302	〃	少女LIP 少女LIP	SL-1J	SL-1J	Do 企画
3303	〃	SMUT	KC-1B	KC-1B	Do 企画
3304	〃	SWEET SWEET	ST-1J	ST-1J	Do 企画

3305	"	ナイト・エンジェル	NA—J 5—1	Do 企画
3306	"	美談快慶 花ね殿物語	KC— 7A	Do 企画
3307	"	美談のわななき お嬢さん氣を付けて	KB— 1G	Do 企画
3308	"	暴行凌辱 麗嬢	KB— 1H	Do 企画
3309	"	Milkey	MK— 4—J	Do 企画
3310	"	MESSAGE	ME— 5—J	Do 企画
3311	"	Lovely ラブリー恥突覗き	LL— 4—J	Do 企画
3312	"	ザ裏天国 4月号増刊 肉慾大騒通信	雑誌コー ト042 00—4	コバルト社
3313	"	ザ・裏マガジン 10月号増刊 男と女の桃色体験	雑誌コー ト041 76—10	コバルト社
3314	"	ザ・裏マガジン 10月号増刊 SEX快感BOOK	雑誌コー ト042 00—10	コバルト社
3315	"	ベストビデオ 11月号	雑誌 1797 9—11	三和出版株式会社
3316	"	ザ・ヒット MAGAZINE 11月増刊号 男の特選地図	雑誌 1413 6—11	三和出版株式会社
3317	"	Gals Action 12月号	雑誌 0258 3—12	考友社出版株式会社
3318	"	CITY PRESS 12月号	雑誌 0433 9—12	株式会社東京三世
3319	"	Gals Action 1月号	雑誌 0258 3—1	考友社出版株式会社
3320	"	Cosmos 通信 1月号	雑誌 1396 3—1	考友社出版株式会社

3321	"	シネマロード 1月号	雑誌 0435 5—1	株式会社サン出版
3322	"	HARD キヤル No.11	雑誌コー ト128 71	三共図書出版社
3323	"	VIDEGAL通信 No.14	なし	株式会社浪速書房

鳥取県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

監事 奥 本 柳太郎 八頭郡用瀬町大字家奥二一四

平成元年三月十三日就任 任期平成三年三月八日まで

鳥取県告示第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監 事 福 田 博 實 倉吉市鴨河内一〇四九

“ 坂 本 武 男 “ 旭田町八七

“ 高 橋 弘 毅 “ 不入岡二九七

平成元年三月六日退任

監 事 牧 田 義 夫 倉吉市上古川二七四一

平成元年三月十一日退任

鳥取県告示第四百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業大畑地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更を平成元年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業福井地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更を平成元年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業佐木谷地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更を平成元年三月二十四日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
若桜町	団体営ほ場整備事業大炊地区ほ場整備	昭和六十二年三月二十五日

鳥取県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡大栄町大字西園字東屋敷二二二一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡関金町大字郡家字山崎三の二、三の四、三の一四から三の二一まで、四（以上十一筆国有林）、一、二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第四百七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字中江一三三一・一三三二（以上二筆について
次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字下菅田一九三一の二、一九三二の三、一九
三二の五、一九三三、一九三四の二、一九三五の三から一九三五の五
まで、一九三六の四から一九三六の六まで、一九四二の一（次の図に
示す部分に限る。）、一九四二の三、一九四三の三、一九四四（次の図
に示す部分に限る。）、一九四五の三、一九四六の三、一九四七の三、
一九四九の三、一九五〇の三、一九五二の一（次の図に示す部分に限
る。）、一九五二の二、一九五五の一（次の図に示す部分に限る。）、
一九五五の二、一九五五の三、一九五六の一（次の図に示す部分に限
る。）、一九五六の三、字上菅田一九七六の三、一九七六の五

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字清水板山二〇二六の二

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鹿野町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成元年三月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		変更前	変更後		
米子境港線	米子市彦名町字敷中下四二〇六―四地先から同市大崎字六ツ割北中道西五二九―一地先まで	一一・三〇	二〇・四〇	一一・三〇	二、一五三・〇
		一一・三〇	二〇・四〇	一一・三〇	二、一五九・〇

鳥取県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成元年三月二十八日から二週間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
米子境港線	米子市彦名町字敷中下四二〇六―四地先から同市大崎字六ツ割北中道西五二九―一地先まで	平成元年三月二十九日

鳥取県告示第四百十一号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき
 設置した都市公園の区域を変更するので、次のとおり告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 名称
鳥取県立布勢総合運動公園
 - 二 位置
鳥取市布勢、桂見、里仁及び大桶
 - 三 変更に係る区域
鳥取市布勢字桃谷口並びに里仁字岩ヶ谷ノ一及び字後谷奥地内において別紙図面のとおり区域を追加する。
 - 四 変更に係る区域の供用開始の日
平成元年四月一日
- （「別紙図面」は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 五・五・一号湊山公園及び六・五・二号竜ヶ

山公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 五・五・一号湊山公園

変更する部分

米子市西町

2 六・五・二号竜ヶ山公園

変更する部分

境港市渡町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年三月十日 鳥取県指令受都計三一―第三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町西二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町南一丁目三五二―一

米井昭人

鳥取県告示第四百十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年九月十九日 鳥取県指令受米土維第七百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原字大沢十二

永井宏政

永井嘉代子

鳥取県告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 三・三・一号湖山公園

三 事業施行期間

昭和五十九年四月二十日から平成四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし
2 使用の部分 なし

鳥取県告示第四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 六・六・一号東山公園

三 事業施行期間

昭和四十七年十一月十日から平成六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 昭和四十七年十一月鳥取県告示第八百九十九号、昭和五十一年三月鳥取県告示第二百四十七号、昭和五十四年三月鳥取県告示第二百九十八号及び昭和五十九年三月鳥取県告示第二百七十八号の事業地のうち、米子市車尾字

河原毛田、字砂際、字老町田、字小深田、字縄道、字放

生会田、字扇ヶ坪及び字バンコウ山並びに東山町地内において事業地を変更し、同市車尾字清水ノ上、字源内佐及び字影岩東平、観音寺字岩崎ノ二、長砂町並びに陽田町を加え、同市車尾字折返し、字角江、字池ノ上及び字扇ヶ坪西を削る。

2 使用の部分 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年三月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
	ハッピーチャンス スターファイアー	
ぱちんこ遊技機		

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

平成元年 3 月 28 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	平成元年 5 月 11 日（木） 午前10時から	倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室
実地試験	平成元年 7 月 17 日（月） 午前 9 時から	鳥取市南吉方一丁目71-3 鳥取県理容美容高等専修学校

2 受験資格

- (1) 学科試験
厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設を卒業した者
- (2) 実地試験
学科試験に合格した者であって、厚生大臣の指定した理容師養成施設

設又は美容師養成施設を卒業した後1年以上(実日数280日以上)の実地習練を経たもの

3 受験手続

(1) 願書の提出期間

ア 学科試験

平成元年4月5日(水)から同月19日(水)まで(郵送による場合は、平成元年4月19日(水)までの消印のあるものは、有効とする。)

イ 実地試験

平成元年5月29日(月)から同年6月12日(月)まで(郵送による場合は、平成元年6月12日(月)までの消印のあるものは有効とする。)

(2) 願書の提出先

ア 県内に住所を有する者住所地在を管轄する保健所

イ 県外に住所を有する者鳥取県衛生環境部衛生課(郵便番号680鳥取市東町一丁目220)

(3) 提出書類

ア 学科試験

(ア) 学科試験受験願書(所定の様式によること。)

(イ) 履歴書

(ウ) 養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

(エ) 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したものとす。)

イ 実地試験

(ア) 実地試験受験願書(所定の様式によること。)

(イ) 履歴書

(ウ) 学科試験の合格証書の写し又は合格証明書

(エ) 所要の実地習練を終了したことを証する書類

(エ) 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したものとす。)

ウ アの(ウ)又はイの(ウ)若しくは(エ)に掲げる書類に記載されている氏名又は本籍を変更した場合には、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

(4) 提出部数

提出書類は、正副二部とすること。

4 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料

ア 学科試験 4,000円

イ 実地試験 4,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。

この場合、消印しないこと。

(3) 納付した手数料は、返還しない。

5 その他

(1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付するので、受験願書に必ず住所を明記すること。

(2) 試験当日には、受験通知書に記載する器具等を試験場に持参するは

か、理容師試験の実地試験にあっては、モデル（調髪後2週間以上経過した角刈りでない者とする。）を同伴し、美容師試験の実地試験にあっては、モデルウイッグを持参すること。

(3) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857-26-7186）に照会すること。

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成元年度（平成元年4月から平成2年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成元年3月31日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月 1,850円。年額22,200円。）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申 込 者 氏 名

Ⓔ

（団体にあつては、名
称及び代表者の氏名）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】